

市・県民税

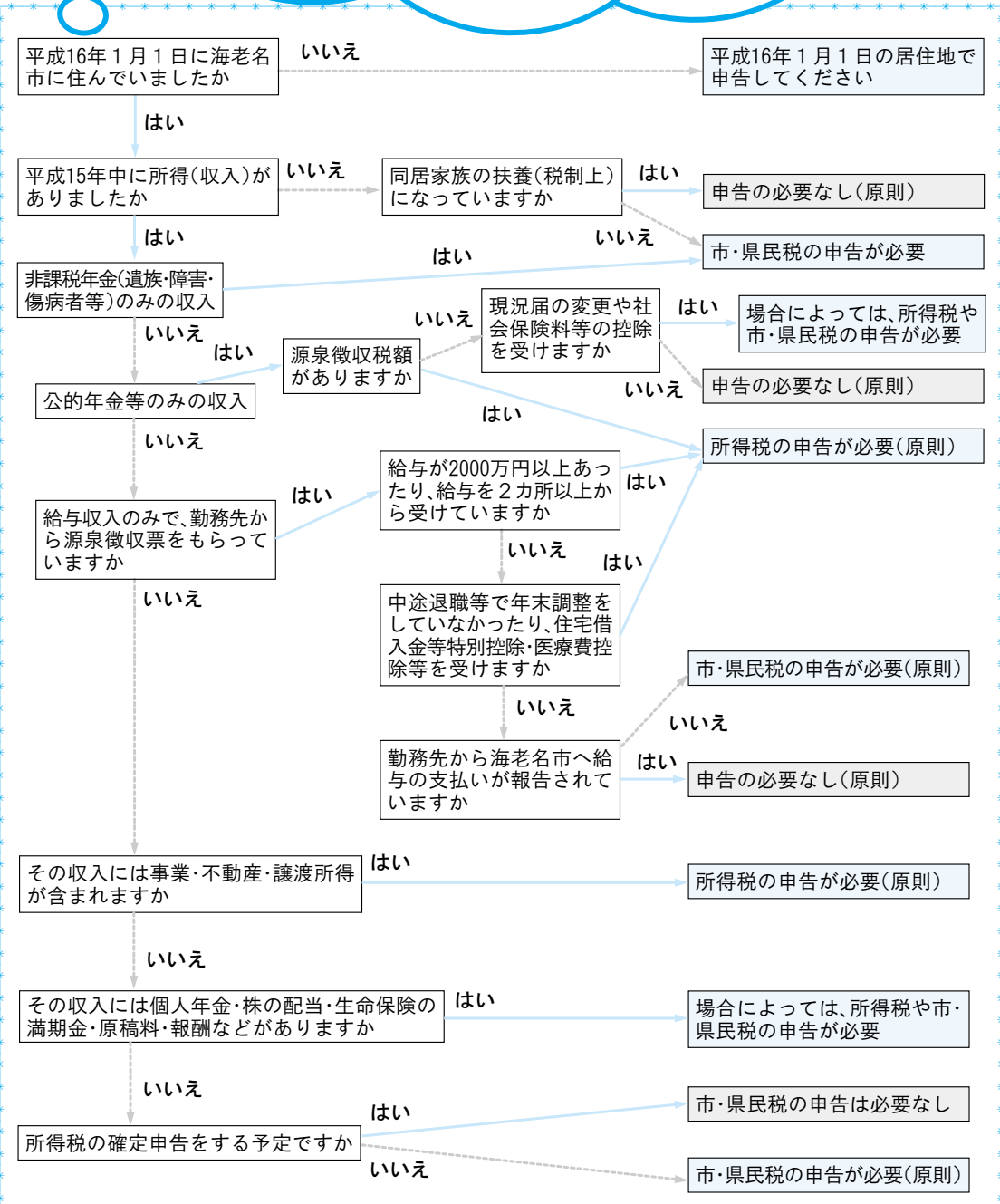
あなたの申告は

市市民税課
(内342)



申告が必要な方(下図も参照)

- ①確定申告書を提出する必要のない方、または提出していない方
A. 昨年中の所得が少なく、確定申告をする必要のない方(給与所得以外の所得の合計額が20万円以下等) B. 所得金額が、所得税の控除額合計より少なく所得税はかからないが、その控除額を市・県民税の控除額に置き換えると、所得金額が控除額を上回る方 C. 昨年中に退職し、その後再就職してなく、確定申告をしていない方 D. 公的年金(国民年金・厚生年金・共済年金等)のみの受給者で、扶養や社会保険料などの控除の内容に変更のある方で確定申告をしていない方 E. 給与所得者で、勤務先から市役所へ給与支払書の提出がなく確定申告をしていない方
- ②収入がなく、同一世帯家族の扶養対象になっていない方



次の内容の申告を、市役所で行うことができます。

(1) 市・県民税の申告

(2) 平成15年度の確定申告で次のもの

①給与所得のみの申告 ②給与所得者・公的年金等受給者の医療費控除および住宅借入金等特別控除の還付申告 ③公的年金等の雑所得のみの申告 ④給与所得者・公的年金等受給者で、一時所得(生命保険などの満期や解約による所得・総合課税の配当所得・公的年金等以外の雑所得がある方)もしくはその所得のみの方

市役所でできる申告

受付は平日のみ

●確定申告をする際は

確定申告書は、税務署職員や市職員の指導を受けながら納税者自身で作成していただく「自書作成方式」です。印鑑・筆記用具・計算機等をご用意ください。

▽日程・受付時間 2月16日(月)～3月15日(月) 午前8時30分～11時 午後1時～4時(土・日曜日は除く) ※混雑状況によっては、受付終了時間が早まる場合があります。

▽会場 市役所401会議室

◇営業分離課税等の相談は行いません

市役所会場では、事業(営業等・農業・不動産・譲渡所得(総合課税・分離課税・損失申告・青色申告・平成14年分以前の申告の相談は行いませんので、税理士に依頼するか、大和税務署へご相談ください。

◇贈与税の申告も税務署に

去年中に、個人から土地・現金・株式等の財産の贈与を受けた方で、贈与を受けた金額が110万円を超える方は申告を、また、贈与税の特例(父母等からもらった住宅取得資金550万円以下等)で非課税になる方も申告が必要です。申告相談は大和税務署で行ってください。

●軽自動車税の変更届は、お早めに

あなたの軽自動車・オートバイが届け出をせずに、次のような状態のままでしたら、すぐに廃車の手続きをしてください。①他人に譲ったり、盗難や紛失で手元にならない。②警察には「盗難届」を出したが、市役所には届け出をしていない。③故障などで、もう乗れそうにない。また、他市町村ナンバーをつけたまま転入してきた方も、早めに変更手続きをお願いします。

原動機付自転車および小型特殊自動車		
事由	届出名	持参するもの
廃棄・処分するとき 市外へ住所を移るとき 市外の人に車両を譲るとき	廃車届	・印鑑 ・標識交付証明書 ・ナンバープレート
盗難にあったとき	廃車届	・印鑑 ・盗難届の届出日と受理番号 ・標識交付証明書
市内の人に車両を譲るとき	名義変更届	・新・旧所有者の印鑑(または、旧所有者からの譲渡証明書と新所有者の印鑑) ・標識交付証明書

軽自動車及び二輪の小型自動車等(次の事務所にお問い合わせください)

車種	名称	所在地・電話番号
三輪・四輪の軽自動車(貨物・乗用車660cc以下のもの)	軽自動車検査協会	綾瀬市小国847-3 電話0467-78-8840
軽二輪車(125cc超～250cc以下)二輪の小型自動車(250cc超)	相模自動車検査登録事務所	愛川町中津字桜台7181 電話046-285-0085

市市民税課(内341)

税

始まります確定申告

16日(月)受付開始

●確定申告の必要な方

- (1)事業所得、不動産所得、一時所得(生命保険などの満期や解約による所得)などがある方
- (2)サラリーマンなどで給与所得があり、主に以下に該当する方
- ①給与の年間収入が2000万円を超える方
- ②給与を2カ所以上から受けている方
- ③給与所得以外の所得の合計額が20万円を超える方
- ④中途退職などで年末調整がされていない方
- (3)公的年金(国民年金・厚生年金等)など雑所得のある方・公的年金などの雑所得から所得控除等を差し引き、定率減税後に残額のある方
- (4)譲渡所得などのある方…去年中に土地(借地権を含む)、建物などの不動産や株式(申告分離課税分)、ゴルフ会員権などの資産を売却した方

●所得税の定率減税

平成15年分の所得税については「定率減税」が実施されています。定率減税額は、所得税額の20%(上限25万円)です。事業所得や不動産所得などがある方は、確定申告で定率減税の適用を受けることができます。なお、給与所得の方は、原則として年末調整で定率減税額が控除(精算)されています。

●税理士会の無料申告相談 大和税務署

税理士会大和支部では、小規模事業者(前年の所得金額が300万円以下の方)及び給与所得者で還付申告をする方を対象に、所得税の申告相談と受け付けを行います。

場所	日程	受付時間
市役所401会議室	2月16日(月)	午前9時30分～正午 午後1時～4時
	2月24日(火)	

※直接会場へ(土・日曜日を除く)。混雑状況によっては、受付終了時間が早まる場合があります。

所得税

確定申告は、納税者自身でその年の所得金額と税額を計算して申告書に記入し、納税する「申告納税制度」を採用しています。帳簿や証拠書類により正しく計算して、お早めに税務署へ提出してください(郵送可)。

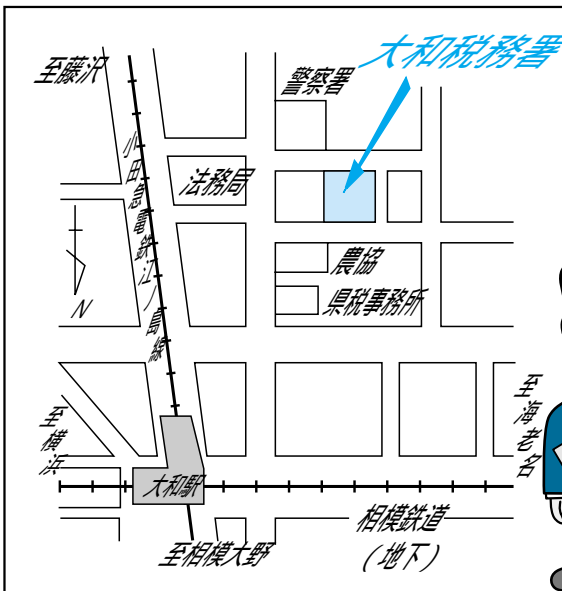
また、土・日曜日や時間外に提出する場合は、税務署入口に設置の「時間外交取受箱」をご利用ください。市役所では、土・日曜日や時間外、郵便での受け付けはできません。

●申告書の配布

所得税の確定申告書は、前年の申告内容に基づき、必要と思われる方には税務署から送付されますが、市役所市民税課の窓口でも配布しています。なお、消費税申告書等については、大和税務署へ直接お問い合わせください。

確定申告・還付申告
大和税務署(☎262・9240)
税務相談厚木分室(☎224・2244)

所得税と市・県民税(住民税)の申告受付が始まります。申告相談は2月16日(月)～3月15日(月)です。なお、大和税務署では2月22・29日(日)は、平日と同じように開庁します。3月は窓口が大変混雑しますので、申告は早めに済ませましょう。



※公共交通機関をご利用ください

22・29日(日)も受け付けています。



還付申告

左記の「A 医療費控除」から「D その他」までのいずれかに該当し、源泉徴収や予定納税した税金が納め過ぎになっている方は、還付申告をすることによって税金が戻ります。次の①～⑥のほか、「A」～「D」の内容に応じた必要書類等を持参してください。

- ①印鑑 ②源泉徴収票や支払調書など源泉徴収税額がわかるもの ③申告名義人の銀行口座の控え ④筆記用具 ⑤計算機 ⑥生命保険料や損害保険料等の控除証明書、社会保険料の支払額がわかるもの(年末調整分を除く)。

●確定申告不要の方ご注意ください

給与所得で確定申告をする必要がない方(給与や退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円以下の方等)が還付申告をする場合は、給与や退職所得以外の各所得についても申告しなければなりません。

多額の医療費・住宅ローン…所得税 戻る場合があります。

A 医療費控除

本人または生計を一にする親族の病気の治療や出産などに支払った1年間の医療費の総額から、保険や給付金などで補てんされる額を差し引いた金額が10万円(所得金額が200万円未満の場合はその金額の5%)を超えたときは、その額を医療費控除額(限度額200万円)とし、扶養控除など諸控除に加算し、年末調整された所得税額との差額がある場合は還付されます。

●必要書類

- ①医療費の領収書(事前集計し持参) ②高額療養費、分べん費、生命保険の入院給付金等で医療費の補てんを受けた金額のわかるもの

B 住宅借入金等特別控除

住宅ローンなどを利用してマイホームを購入(家の敷地含む)や、増改築などをした場合、一定の要件に該当すれば、居住した年から10年間にわたり税額控除が受けられます。

この控除は、銀行などの金融機関や住宅金融公庫などの公的機関から借り入れた住宅ローンの年末残高(敷地のみは不可。家屋を含む)に応じた額が、所得税額から控除され税額が軽減されるものです(市・県民税には適用されません)。

●必要書類

- ①土地および建物の登記簿謄本または抄本(登記事項証明書) ②請負・売買契約書の写し ③住民票(今年1月1日以後発行のもの) ④住宅

C 中途退職の方

去年、中途退職後、未就職で年末調整を受けていない方。

D その他

- I. 災害・盗難などにより資産に損失が生じたの要件に該当する場合。
II. 国・地方公共団体・認定NPO法人などに、寄付金や特定の政治献金等を支出し一定の要件に該当する場合。
III. 退職所得がある方で、その所得を含め申告する額によって、源泉徴収された所得税から定率減税を受けることができる方。
IV. 去年の所得が一定金額以下で、総合課税の配当所得や原稿料などがある方。
V. 公的年金等の雑所得のみで、源泉徴収された税金が納め過ぎになっている方。